

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026 年9月 30 日

【発行者の名称】

OOKABE GLASS株式会社
(OOKABE GLASS CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 大壁 勝洋

【本店の所在の場所】

福井県福井市米松二丁目 24 番 8 号

【電話番号】

0776-54-4557 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員 総務部長 酒井 佳世子

【担当 J-Adviser の名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 矢田 耕一

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番3号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm>

【電話番号】

03-4560-0200 (代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称:株式会社証券保管振替機構
住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

OOKABE GLASS株式会社
<https://ookabe-glass.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第 21 条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 22 期(中間)	第 23 期(中間)	第 24 期(中間)	第 22 期	第 23 期
決算年月	2024 年6月	2025 年6月	2026 年6月	2024 年 12 月	2025 年 12 月
売上高 (千円)	675,047	699,250	710,356	1,328,049	1,373,721
経常利益 (千円)	89,017	68,141	59,920	134,027	112,907
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (千円)	58,666	43,988	40,224	86,349	72,804
中間包括利益又は包括利益 (千円)	65,106	42,139	46,724	91,452	77,457
純資産額 (千円)	775,946	844,431	926,474	802,292	879,749
総資産額 (千円)	1,244,877	1,270,518	1,357,964	1,250,335	1,293,358
1株当たり純資産額 (円)	327.10	355.97	390.55	338.21	370.86
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	24.73	18.54	16.96	36.40	30.69
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.3	66.5	68.2	64.2	68.0
自己資本利益率 (%)	7.9	5.3	4.5	11.4	8.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	85,000	46,131	71,900	94,107	71,074
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,484	△98,530	△4,211	△20,709	△122,425
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,871	△12,757	△12,757	△25,675	△24,940
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	595,154	517,715	561,924	583,172	506,853
従業員数 (名)	54	53	50	53	53

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026 年6月 30 日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
オーダーサービス運営事業部門	34
オーダーサービス開発事業部門	9
ブランド戦略事業部門(全社(共通))	7
合計	50

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 当社グループは、オーダーサービス開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 発行者の状況

2026 年6月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
41	32.2	7.1	3,840

事業部門の名称	従業員数(名)
オーダーサービス運営事業部門	34
ブランド戦略事業部門	7
合計	41

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社グループは、オーダーサービス開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、米国の通商政策の影響が自動車産業を中心にみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が継続しております。一方で、物価上昇に対する実質所得の伸び悩みなどを背景に、個人消費は当面横ばい圏内で推移するなど、その持ち直しには依然として力強さを欠いております。住宅業界においては、新設住宅着工戸数が持ち家を中心に前年を下回る状況が続く一方、「先進的窓リノベ 2026 事業」などの省エネ補助制度の継続実施により、リフォーム市場では堅調な需要が維持されております。また、当社グループが事業基盤とするEC市場は、物流コストの上昇や価格競争の激化といった課題を抱えつつも、スマートフォン経由の取引を中心に拡大基調で推移しております。

このような状況の中、当社グループは「『良くする』に挑む」をミッションに掲げ、顧客ニーズに即した提案営業の強化を図ってまいりました。生産性の向上に向けては、業務の全領域においてAIの活用を積極的に推進し、業務効率化と提案品質の向上に取り組みしました。また、メディアやSNS等のデジタル媒体を活用した広報活動に一層注力し、当社ブランドの認知度及びブランド力の向上を図りました。さらに、仕入価格が上昇するなかにあっても、適切な価格転嫁と付加価値の高い提案の徹底により、客単価の向上に努めてまいりました。これらの取組みの結果、受注件数は前年同期を下回ったものの、客単価の上昇により、当中間連結会計期間の売上高は前年同期を上回り、微増となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は 710 百万円(前年同期比 1.6%増)、営業利益は 57 百万円(同 14.8%減)、経常利益は 59 百万円(同 12.1%減)、親会社株主に帰属する中間純利益は 40 百万円(同 8.6%減)となりました。

また、当社グループは、オーダーサービス開発運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前連結会計年度末と比べ 55 百万円増加し、561 百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 71 百万円(前年同期は 46 百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益 58 百万円及び減価償却費6百万円の計上によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は4百万円(前年同期は 98 百万円の使用)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 12 百万円(前年同期は 12 百万円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出7百万円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループはオーダーサービス開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
オーダーサービス運営事業部門	256,793	102.4
合計	256,793	102.4

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

当社グループは受注から商品引渡までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループはオーダーサービス開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
オーダーサービス運営事業部門	702,823	102.6
オーダーサービス開発事業部門	2,382	62.5
ブランド戦略事業部門	5,150	48.5
合計	710,356	101.6

(注) 1. 事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2026 年3月 31 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約に関するリスクについて

当社は、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser として同社と担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後 3 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の

規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。))は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a. 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b. 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は、オーダーサービス運営事業部門における 396 千円であります。
なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ 64 百万円増加し、1,357 百万円となりました。
これは、主に現金及び預金の増加によるものであります。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ 17 百万円増加し、431 百万円となりました。
これは、主に前受金の増加によるものであります。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ 46 百万円増加し、926 百万円となりました。
これは、主に利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	2,372,200	—	10,000	—	105,904

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
スリー・バイ・スリー合同会社	福井県福井市米松二丁目24番8号	1,200,100	50.59
大壁 勝洋	福井県坂井市	1,042,200	43.93
伊井 敏幸	福井県福井市	129,900	5.48
計	—	2,372,200	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026 年6月 30 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,372,200	23,722	権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は 100 株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,372,200	—	—
総株主の議決権	—	23,722	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026 年1月	2026 年2月	2026 年3月	2026 年4月	2026 年5月	2026 年6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2. 2026 年1月から 2026 年6月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2026 年3月 31 日付の発行者情報公表日以後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026 年 1 月 1 日から 2026 年6月 30 日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2026 年6月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	451,813	506,677
売掛金	84,656	100,974
商品	24,156	27,206
預け金	59,841	60,059
その他	22,023	5,771
貸倒引当金	△750	△862
流動資産合計	641,739	699,826
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	82,448	79,818
土地	256,559	256,559
その他(純額)	18,613	18,098
有形固定資産合計	357,621	354,476
投資その他の資産		
投資有価証券	77,588	87,670
長期貸付金	107,479	107,031
長期前払費用	56,255	56,202
保険積立金	27,949	28,028
繰延税金資産	1,930	2,051
その他	22,793	22,677
投資その他の資産合計	293,996	303,661
固定資産合計	651,618	658,137
資産合計	1,293,358	1,357,964

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2026 年6月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	43,736	46,824
1年内償還予定の社債	5,000	—
1年内返済予定の長期借入金	14,940	14,940
未払金	33,915	32,668
前受金	32,710	51,811
未払法人税等	22,418	23,233
未払消費税等	11,106	12,528
その他	24,860	32,304
流動負債合計	188,687	214,309
固定負債		
長期借入金	210,194	202,437
退職給付に係る負債	10,025	11,357
繰延税金負債	4,702	3,386
固定負債合計	224,921	217,181
負債合計	413,608	431,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	105,904	105,904
利益剰余金	742,150	782,375
株主資本合計	858,054	898,279
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,694	28,194
その他の包括利益累計額合計	21,694	28,194
純資産合計	879,749	926,474
負債純資産合計	1,293,358	1,357,964

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
売上高	699,250	710,356
売上原価	257,897	253,743
売上総利益	441,353	456,613
販売費及び一般管理費	※ 373,878	※ 399,157
営業利益	67,474	57,456
営業外収益		
受取利息	610	1,356
受取配当金	224	246
為替差益	—	139
ポイント還元収入	832	1,295
その他	461	709
営業外収益合計	2,128	3,748
営業外費用		
支払利息	1,029	1,283
為替差損	302	—
その他	130	—
営業外費用合計	1,462	1,283
経常利益	68,141	59,920
特別利益		
固定資産売却益	421	43
特別利益合計	421	43
特別損失		
投資有価証券評価損	—	1,478
特別損失合計	—	1,478
税金等調整前中間純利益	68,563	58,485
法人税、住民税及び事業税	25,372	23,287
法人税等調整額	△797	△5,026
法人税等合計	24,574	18,261
中間純利益	43,988	40,224
親会社株主に帰属する中間純利益	43,988	40,224

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
中間純利益	43,988	40,224
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,848	6,500
その他の包括利益合計	△1,848	6,500
中間包括利益	42,139	46,724
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	42,139	46,724
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	68,563	58,485
減価償却費	2,981	6,507
為替差損益(△は益)	302	△139
投資有価証券評価損	—	1,478
貸倒引当金の増減(△は減少)	60	112
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	652	1,332
助成金収入	—	△44
受取利息及び受取配当金	△834	△1,602
支払利息	1,029	1,283
固定資産売却益	△421	△43
売上債権の増減額(△は増加)	△10,453	△16,317
棚卸資産の増減額(△は増加)	7,105	△3,050
仕入債務の増減額(△は減少)	7,468	3,087
未払金の増減額(△は減少)	△17,416	△1,247
未払消費税等の増減額(△は減少)	1,259	1,421
その他の増減額	5,754	40,823
小計	66,051	92,087
利息及び配当金の受取額	776	1,000
利息の支払額	△1,029	△1,283
助成金の受取額	—	44
法人税等の支払額	△19,666	△19,948
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,131	71,900
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△451	△3,362
有形固定資産の売却による収入	2,792	43
保険積立金の積立による支出	△79	△79
投資有価証券の取得による支出	△1,461	△1,470
貸付による支出	△100,000	—
その他の増減額	669	657
投資活動によるキャッシュ・フロー	△98,530	△4,211
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△7,757	△7,757
社債の償還による支出	△5,000	△5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,757	△12,757
現金及び現金同等物に係る換算差額	△302	139
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△65,457	55,071
現金及び現金同等物の期首残高	583,172	506,853
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 517,715	※ 561,924

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
退職給付費用	960 千円	1,444 千円
貸倒引当金繰入額	496 千円	212 千円
広告宣伝費	71,507 千円	78,093 千円
給与手当	89,318 千円	92,744 千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
現金及び預金勘定	463,022 千円	506,677 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,801	△4,812
証券口座預け金	59,493	60,059
現金及び現金同等物	517,715	561,924

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自2025年1月1日至2025年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2026年1月1日至2026年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
オーダーサービス運営事業部門	678,546	696,791
オーダーサービス開発事業部門	3,811	2,382
ブランド戦略事業部門	10,499	5,150
顧客との契約から生じる収益	692,857	704,324
その他の収益(注)	6,393	6,032
外部顧客への売上高	699,250	710,356

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2025 年1月1日 至 2025 年6月 30 日)

当社グループはオーダーサービス開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2026 年1月1日 至 2026 年6月 30 日)

当社グループはオーダーサービス開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
1株当たり中間純利益(円)	18.54	16.96
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	43,988	40,224
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	43,988	40,224
普通株式の期中平均株式数(株)	2,372,200	2,372,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月30日

OOKABE GLASS株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 長 坂 尚 徳
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 杉 江 明 俊
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているOOKABE GLASS株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OOKABE GLASS株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。